

令和 2 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和2年8月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 8月27日(木) 午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 本庁舎 4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 花田香織教育長職務代理者 原田純一委員
安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員 青山芳子委員

4 説明のため出席した職員

片瀬教育部長
鈴木教育副部長兼生涯共育課長
熊谷教育副部長生涯共育課参事
請井教育総務課長
安形学校教育課長
伊田生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事
松山生涯共育課参事

5 書 記

佐藤教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 7月会議録の承認

日程第2 8月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 8月の行事・出来事

日程第3 議案

- (1) 第17号議案 新城市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の制定(生涯共育課)
- (2) 第18号議案 市指定天然記念物「ムクの木」の指定解除について(生涯共育課)

日程第4 報告事項

- (1) 任期満了に伴う新城市教育委員会委員の任命について（教育総務課）
- (2) 令和2年度新城市功労者・教育委員会表彰式の開催について（教育総務課）
- (3) 9月議会上程議案について
新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の廃止（生涯共育課）
- (4) 第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について（生涯共育課）

次回定例会議（案） 9月24日（木） 午後2時30分

（本庁舎 4階 会議室4-3）

閉会 午後2時30分

○職務代理者

8月定例教育委員会を始めます。

日程第1 7月の会議録の承認

○職務代理者

日程第1、7月の会議録の承認をお願いいたします。

日程第2 8月の新城教育

○職務代理者

では、日程第2に移ります。

8月の新城教育のうち、教育長報告を、お願いします。

○教育長

私は毎朝散歩をしているのですが、この日曜日雨によって、潤といますかお湿りといますか、散歩する周りの環境がすっかり変わりました。その前までは、川べりにはショウロウトンボが何百匹と乱舞していたんですが、ぴたりと消えてしまいました。空も、積乱雲がもくもくと出ていたのですが、筋雲やいわし雲になりました。散歩道の舗装道路が、朝はミミズが暑さのあまりのたうち回っていたんですが、もうその姿も消えました。そして、秋の虫が一斉に草むらから鳴き始めました。季節は確実に秋に近づいている、秋になっている感じがいたします。

先月の長雨と打って変わって、今月は連日の猛暑日が続いております。隣の浜松市では日本の最高気温タイの41.1度という気温を記録しました。学校では短い夏休みが終わりまして、17日から学校が再開されました。お盆が過ぎたのですが、やはりこの厳しい暑さが続いている中で、熱中症対策と感染予防対策に意を注いでいるのが現状であります。

熱中症対策といたしましては、登下校の際に日傘を使ったり、屋外ではマスクを外させたり、あるいは低学年だけでなく必ず高学年が下校にも同行するようにしたり、あるいは徒歩通学で遠距離の小中学生は保護者の送迎を可としたり、中学校では全生徒に自転車通学を認めたり、屋外での遊びや運動を自粛したりしております。また、教室のエアコンについても、対角線換気をしながらフル活用で温度調節、温度管理をしております。水分補給につきましても、児童、生徒に意図的に指示をして補給に努めております。

愛知県独自の緊急事態宣言も24日に解除となりましたが、60代以上の感染者割合は県内で増加傾向にあり、依然として厳しい状況であります。23日現在の愛知県の新型コロナウイルス感染者数は4,189人で、死者は57人と報告されております。新城市内では感染者7人です。学校関係者におきましても、陽性者との濃厚接触が疑われたり、あるいは発熱症状がでたりしてPCR検査をした教職員も何人かおります。幸い、現在のところ全員陰性でしたが、いつだれが感染しても不思議はない状況ですので、油断なく警戒してまいりたいと思います。

新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、全小中学校とも細心の注意を払って取り組んでおります。まず、登校前の日々の体温計測と健康状態の確認、教室の教卓と児童生徒の机の距離、あるいは生徒間の机の距離を最大限に確保するとか、あるいはエアコン使用時の窓開け換気、給食の場所や机の配膳、黙食、それから配膳を、教室内ではなくて廊下で配膳作業をして、そこへ子供たちが

お盆を持って順番に取っていくといったような、常と違う方法で飛沫防止対策をしております。

また、食事前や体育、部活動後のうがい、手洗いの実施、学校生活でのマスク着用、話し合い学習活動時でのフェイスシールドの着用、トイレドアノブ、机、椅子などの1日1回アルコール消毒などを行っております。

また、授業充実への手だてといたしまして、小学校では40分単位の授業や教科担任制、中学校では45分単位の授業や、授業の7時間授業の実施や、ICT機器の積極的な活用、オンラインの活用などに取り組んでおります。

次に、コロナ禍によって、部活動の日常活動やあるいは大会などが中止になっておりますが、本来ならこの中学3年生の暑い夏は挑戦の夏ということで、3年間培ってきた様々な努力、練習の成果を発揮する場となっております。が、今年度は大会中止ということで、子供たちは目標を失ってしまいました。

そこで、各中学校においては、大会に代わる部活動の最後の場を有終の美とするべく、退任の場の在り方を工夫してきました。在校生との試合とか、保護者との交流とか、エール交換など様々な試みをしてまいりました。

先だって、東郷中学校のバレー部3年生を中心としました生徒6人が、中学生342名の署名を集めまして、市長、議長、教育長のところへ大会開催の要望書を提出してきました。その市長要望の様子が新聞記事に掲載されましたが、穂積市長が子供たちの意をよく酌んで、そして、コロナ禍の中でも学校としては生命尊重第一に考えているという状況を説明していただいたということで、感染状況を注視しながらこれからの可能性を見極めていきたい話をされたということで、他市の教育長からも市長として生徒のことをよく考えて対応をしていただいていますねとの電話もいただきました。

今回、この子供たちは自分で考え行動したわけですが、要望の内容につきましては、新城市教育委員会の方針としても生徒たちと同じような考え方で進めてきました。コロナ禍でできないことを言うよりもできる可能性を考えて進めていきたいとの姿勢であります。したがって、夏季総合体育大会にしても、同日時に一斉に全種目で開催することは三密回避の立場でできないけれども、感染の心配の薄い競技については感染防止対策を講じた上で他校との交流試合は認めるスタンスを示してきたのですが、なかなか、この感染状況を見極めるとそれも難しかったということでもあります。

同じように、新人戦につきましても、これまでのように同一日時、同一場所で行うのではなくて、単独校同士の交流試合を積み重ねていくという三密を避けた開催方法ならば可能であろうと思います。駅伝大会にいたしましても、県大会や東三大会はなくなっても、市内の感染状況が小康状態であれば市内大会は開催できますし、二、三校があつまって通信陸上のようなやり方も考えられます。駅伝が難しければマラソン大会のタイムレースでも、チャレンジの場は可能であります。

私も、散歩しておりますと、中学生が父親と、父親が自転車に乗って走っていたり、母親が自転車に乗って小学生が走っていたりという子供たちの姿を何人か見かけております。そういったことで、今は猛暑で無理ですけれども、秋から冬にかけて、スポーツ面での、子供たちのチャレンジの場を保証していきたいと思っております。

コロナ禍といいましても、目標が何もかもなくなってしまう1年であっては、子供たちにとって不完全燃焼の後悔の残る年になってしまわないかと心配しております。

次は、学校行事で泊を伴って他県に出かける自然教室や修学旅行についてです。

自然教室は、八名中と鳳来中が長野県の飯田市でもう20年近く、ファームステイをやってきましたが、長野県の農家から、こんなコロナ禍の状況ですので、新城は本当によくしていただいておりますが、今年は御遠慮くださいという形で断ってこられたということです。ステイ先の農家の方々もご高齢の方が多いいいことで、万一があつてはいけないということです。

ただ、ファームステイでなくて、昔の大平宿という、深い山の奥にある宿場の中での生活にはぜひ来てくれという声もありますので、深い山中で三密は回避できる状況ですので、これは両校とも行います。

それから、修学旅行につきましては、今、各中学校とも大変苦勞しているわけですが、毎年出かけている東京は非常にリスクがあるので、東京をやめて関西とか他の地区を一旦は決めたのですが、またこのような状況ですので、関西も危なくなった、ではどうするかということで、次の検討に入っております。

検討中の学校、もう決まった学校等ありますけれども、地元新城で、例えば湯谷温泉に1泊して鳳来の、あるいは新城市内の歴史的な遺跡等を探索するとか、あるいは学校に泊まって新城市内を探索するとか、そのような学校もございまして、まだ保護者の意見を集約中という学校もございまして。ただ、旅行社が間に入っておりますので、キャンセル料が3週間以内になってしまうとかなり取られてしまいますので、その前に決定しようとして動いております。

仲間とともに学を修める最後の思い出となるような、そういう活動をしていけばと、行先はともかくとして3年生の全員が参加できて、お互いの友情を深められるような、そんな機会を設定できたということで、子供第一で柔軟な発想で、今、進めているところであります。

それから、最後、教育委員人事につきましてですが、花田教育委員さんの任期が11月28日で終了します。後ほど教育総務課のほうからもお話があると思っておりますけれども、任期の8年間にわたり、保護者枠委員として本当に御尽力いただきました。ありがとうございました。

後任には、原田真弓さんが推挙され、ただいま開催されます9月議会で人事案が審議されます。花田さんにおかれましては、任期末までまだ3か月ございますので、教育長職務代理者としてもぜひ委員さんの知見を持ってお力添えいただければと思います。

それから、校長会に使用する資料を提示すると前回申し上げましたが、8月は校長会がありませんでした。ただ、自分で8月の思いで書きましたので、どんな思いかというところを少し伝えさせていただきます。

1つは、8月末に1学期が終わり、9月1日から2学期が始まるということで、校長先生方にリーダーシップを発揮していただきたいということであります。一部を少し読ませていただきます。

校長のリーダーシップがよく言われます。校長が変われば学校が変わる。学校の最高責任者として、何に対してリーダーシップを発揮すべきか、それは学校教育法にうたわれている校長の、校務をつかさどり、所属職員を監督するという職務を果たすことに置いてです。

PISAの校長のリーダーシップに関する調査では、日本の校長のリーダーシップは65の国・地域の中で64位という最低水準にあります。例えば、私たちが常に口にしている、校長は教職員を育てること、すなわち教師の専門性を開発することにおいてリーダーシップを発揮している日本の校長は43%で、OECD平均は85%です。また、これも私たちが口癖のように言っている授業で勝負について、勝負の現場である教室等における生徒の授業観察を日ごろから行っている校長は38%で、OECD平均

86%とは雲泥の差があります。

佐藤学学習院大学教授は、授業が成立する、担当教師が困っているときの校長行動の違いを指摘しております。欧米諸国のほとんどの校長は、教室に向いて教師を援助し、子供の学習を支援する。ところが、日本の校長のほとんどは教師を校長室に呼んで指導しているのです。つまり、欧米諸国の校長の仕事場の中心は教室であり、日本の校長の仕事場は校長室であるということです。示唆されるところ大であります。

では、校務をつかさどる上で最も大きなウエートを占めるべきは何でしょう。それは、教育の目的・目標を達成するために、初等・中等の普通教育を施すことにあります。言い換えれば、学習指導要領に示されている生きる力を育む教育課程の実施です。授業で主体的・対話的で深い学びがなされ、知識・技能・思考力・判断力・表現力、学びに向かう態度などの力が養成されているかどうかを授業における子供の姿を通して校長の目で確かめ、手を差し伸べていくことです。校長が子供たちと身近に接することを通して、教職員とともに専門力、指導力を高めていくことです。

一番下の段落に行きます。校長は、担任と同様、子供の身近なところに位置することが学校教育目標実現のために不可欠です。校長先生方のリーダーシップは、日々の子供や地域の人との接し方、日々の授業、教科指導の在り方の中にしっかり発揮されていくものと信じます。一步を踏み出す実践あるのみです。新城の校長先生方は、教室で子供たちを見ることは日々、全ての校長先生が行っております。

次にもう1つ、8月ということで、平和についてです。

教育で、平和の砦を築く一念を。敗戦から75年目の夏、今年も平和記念式典が各地で開催され、テレビや新聞でも戦争に関する特集が組まれています。しかし、戦後生まれが全人口の8割強を占め、戦争体験者は急激に少なくなり、遺族会の存続すら厳しくなっている現実があります。

一方、世界に目を向けてみると、自国中心主義の指導者が多く台頭し、きな臭い状況になってきております。

75年もの間、どこの国とも交戦することなく、互いに銃で争うこともなく、日本国民が平和裏に過ごせ、経済を発展できたことは世界でまれにみる幸せです。これは、あの悲惨な非人道的な戦争を二度と起こしてはならないという戦争体験者の方々の強い信念に裏打ちされた努力によるものです。また、1億総中流、GDP世界2位までの復興、発展をさせた原動力も、戦中戦後の困窮を体験した国民の不屈の尽力によるものです。それを支えたのが戦後教育だと思います。

二度と戦争を起こさない、教え子を再び戦場に送るな、という不戦と平和の誓いの言葉は、昭和時代の教職員にとって至上命題だったように思います。盧溝橋事件の勃発から太平洋戦争の敗戦に至るまでの経過における学校教育の反省の上に立つものだと思います。大本營のプロパガンダに従い、マスコミも教育も戦意高揚に走り、国家の名の下、国民の人間としての幸福は反故にされてきました。日本の学校では、太平洋戦史を具体的に学ぶことは少ないですが、ミッドウェー海戦やレイテ沖海戦の史実が正しく国民に伝えられていれば、戦局は変わったかもしれません。

人間・兵士を大切にする哲学があれば、インパール作戦や玉砕作戦はなかったかもしれません。また、日本人兵士の犠牲者は230万人で、民間人犠牲者80万人と言われます。敵も味方なく、戦争ほど悲惨なものはありません。平和ほどありがたいものではありません。心に平和の砦を築くことが教育の目的でもあります。

教育基本法にある、「教育は平和で民主的な国家及び社会の形成者としての必要な資質の育成を期して行わなければならない」との文言は、教育に携わるものとして常に胸に刻むべきものと思います。

一番最後のところを見てください。平和や自由を享受することは、歴史を振り返ってみても至難のことです。相手を思いやる心を教育で育むことから、平和への一歩が始まります。共育の意味の中にも、この思いが多く込められています。

8月であるがゆえに平和をもう一度考えていきたいということ、それから、2学期に向けて校長のリーダーシップを発揮していただきたいということでもあります。

以上、教育長報告です。

○職務代理者

ありがとうございました。

続いて、8月の行事・出来事を、各課からお願いします。

初めに、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

それでは、1ページ目を御覧ください。

教育総務課の8月の行事でございますが、上から2段目、3日に三河部都市教育長協議会が新城市で開催されました。本日、22日ですが、定例教育委員会議の開催となっております。また、31日月曜日からは市議会9月定例会が開催されます。

続きまして、来月の予定でございます。9月3日に総合教育会議が開催されますので、よろしくお願いたします。9月24日木曜日の定例教育委員会議でございますが、当初、会場を作手交流館での開催で予定しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染対策の三密を回避するということで、会場の広さを考慮いたしまして、会場を変更させていただきます。会場はこの市役所の4階、4-2、4-3の会議室とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

教育総務課からは以上でございます。

○職務代理者

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

1日から16日まで、短い夏休みでしたが、16日間の夏休みを取らせていただきました。

9月については、1学期になかった学校訪問を計画しております。東郷東小、作手中、鳳来寺小です。また、12日、19日、26日の土曜日には体育大会、運動会を計画しております。教育委員の皆様にもお越しいただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○職務代理者

生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課長

資料2ページ、一番上の共育・文化係からお願いします。

行事等は資料のとおりですが、特に、8月22日に予定しておりました、今年で31回目になる予定でございました薪能が、新型コロナウイルスの関係で中止ということになりました。2、3か月前から練習、また準備を始めていく、また指導者を東京からお招きするというようなこともありまして、今

年度の薪能については中止となりました。

以上です。

○生涯共育課（文化財）

引き続きまして、文化財・資料館・保存館から御報告を申し上げます。

3日に、文化財保護審議会がございました。14日、15日と、市内各地で盆行事が行われるわけなんですけれども、本年度につきましては、鳳来の身平橋のはねこみ、それから市川の鍋づる万灯のみ実施で、ほかは全て中止となりました。

来月をご報告申し上げるべき事業はございません。

以上です

○生涯共育課（スポーツ）

スポーツですが、左の欄ですが、8月につきましてはカヌー教室を資料のとおり実施しました。8件の133人の参加者でありました。

右の欄ですが、4日火曜日、スポーツ推進委員第2回定例会を実施いたしました。今度の土曜日ですが、愛知県連絡協議会の研修会、これは7月に新型コロナウイルスの関係で延期分を29日土曜日に開催をすることになります。

来月の予定ですが、カヌー教室が5件あります。そちらのほうを実施していく予定です。右の欄ですが、2日水曜日に作手スポレク大会を、バトミンソンの協議を9日水曜日と2日間予定しています。12日土曜日にはこどもすぽ一つくらぶを、鬼久保ふれあい広場のほうで、フットサル、グラウンドゴルフを体験していただきます。今年度のこどもすぽ一つくらぶの会員ですが、33人の申し込みがありましたので、9月を初回ということで毎月開催していく予定であります。17日木曜日にスポーツ推進委員の第3回総務委員会をおこないます。22日火曜日、作手スポレク大会のグラウンドゴルフの競技を鬼久保ふれあい広場のグラウンドでやります。同じく、23日、30日に、ソフトバレーボールの競技を予定しております。

なお、記載しておりませんが、カヌー教室の、昨年行われました豊川でのカヌーツールについては、9月20日に共育のほうで教室に参加していただいた方々、親子10組20名で9月27日に豊川でツーリングを開催予定で準備を進めております。

スポーツ系からは以上です。

○生涯共育課（図書館）

引き続き、3ページを御覧いただきたいと思います。

図書館の8月の行事と出来事ですが、8月の行事につきましては、絵本の読み聞かせ、紙芝居の上演、ビデオ上映、本のリサイクル会等の行事は中止となりました。

9月の行事予定ですけれども、引き続き、絵本の読み聞かせ、紙芝居の上演、ビデオ上映等の行事は中止の予定としております。

図書館からは以上です。

○生涯共育課（博物館）

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館です。

8月ですが、先ほどの文化財と同じように、文化財保護審議会を3日に行いました。

来月の予定ですが、左の平日の欄です。3日から7日までということで、新城市出身の、宮崎大の

子になりますが、学芸員実習ということで受入れを予定しております。その後、14日月曜日、鳳来寺小学校へ出前教室ということで出かけます。

右の欄になります。土日の行事ですが、ジオツアーということで、モニター、それから27日、バスを利用して20人ほどの定員で予定をしておりましたが、これはバスを利用するというので、若干コロナが心配だということでやむなく中止になります。それから、21日から10月18日までになります、こちらにつきましては館内展示ということできのこ展を実施する予定でございます。それから、27日、一番下にあります赤塚山きのご観察ということで、これは豊川市のほうで実施しますが、そこの講師ということで館長が出張します。

以上になります。

○職務代理者

ありがとうございました。

それでは、教育長報告と各課からの報告を合わせて、質疑がございましたらお願いします。

○委員

教育長の報告の中で、中学校の修学旅行で1校は湯谷温泉、もう1校は学校泊と言われましたが、これは既に決定されたということでしょうか。

○教育長

そうです。決定です。

○委員

保護者、生徒の意向を酌んで苦渋の決断をされたということなのでしょうか。もう少し詳しく。

○教育長

そのように捉えておりますけれども、学校教育課長のほうで捕捉があれば。

○学校教育課長

当初、東京、そして関西と、そのような計画を立てておりましたが、県外への宿泊等を拒否される、心配される保護者がかなりたくさんいたと伺っております。

全児童生徒が参加できる修学旅行を求めて、生徒、保護者の意向を十分確認した上での、先ほどの決定内容というふうに2校からは聞いております。

○委員

分かりました。

それこそ、戦時中に修学旅行ができなかったという一時期があった、それ以来のことかなと思います。残念なことだと思います。

○教育長

付け加えですけれども、小学校では、小規模校等は予定どおり京都、奈良へ、ここからバスで出かけるというような学校の報告も聞いております。

○職務代理者

先月の教育委員会の際に、学校訪問の話ですとか運動会にお邪魔する話で、どうしようという相談をさせていただいたと思うんですが、新城教育はずっと共育という形でやってきたと思うんですが、今、学校の生徒、それから先生方以外の方で、地域のボランティアとかそういう方の受け入れを、ずっと継続してサポートしてくださっている方もお見えになるかと思うんですが、そういう事

業は実施をして、基本的には実施をしてよいという流れにあるのか、ある程度制限しながらやっているのか、その辺のことを教えていただきたいと思うんですが。

○教育長

登下校の小学校のサポートは、しっかりやっていただいています。また、この夏休み、PTA奉仕作業等があったわけですが、先日も鳳来中学校の様子を伺いましたら、このような状況なので、全員強制ではなくて出られる方は出てくださいということでやりましたら、例年よりも多くの方が集まって、大変しっかりと奉仕作業をやっていただいたということでもあります。

あくまでも、学校としても三密状況を回避する中で何ができるかという形で進めております。

○職務代理者

例えば、読み聞かせだったり部活動の外部コーチだったり、授業で時々外の先生や、専門家の方を呼んでということもあるかと思うんですが、そういうのは、今は実施していらっしゃいます。

○学校教育課長

私が知る限りでは、学校の規模がかなり市内で違いますので、小規模校では比較的三密が回避しやすいということで実施している学校も、あるいは行事もたくさんあるということでもあります。

ただ、中規模校になりますとなかなか難しいということで、現在のところ控えさせていただいているというところもございます。

あと、屋外については、先ほど登下校の話もありましたけれども、十分防止対策を取った上で実施されているという状況です。

○職務代理者

ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

では、次に進ませていただきます。

日程第3 議案

○職務代理者

では、日程第3の議案、1の第17号議案、新城市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の制定、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課長

それでは、資料の4ページを御覧ください。

第17号議案、「新城市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の制定」について、御説明いたします。

これまで、教育委員会が所管する施設で指定管理を行う際には、「新城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」と、「同条例施行規則第15条」により、事務を執り行ってまいりました。

今回、文化会館の指定管理期間が今年度末でその終期を迎えることから、再度の指定管理に向けて事務を進めておりましたところ、教育委員会所管の施設を指定管理する場合においては、教育委員会規則に基づき行うことが他市の例等を踏まえると適正である、ということが先日判明いたしました。

そこで、次期の指定管理の指定に向けた事務処理を行うに当たっては、新たに指定管理に係る教育委員会規則を規定した上で進めたいと考えておりますので、今回、第17号議案としてお願いしており

ます、「新城市教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の制定」を議案として提出するものです。

規則の内容につきましては、新城市の条例第22条にある規則への委任先を今回制定する規則とし、新城市の条例施行規則の例により事務処理を行うように規定するものです。

なお、先ほど説明しましたとおり、文化会館の指定管理者に係る事務は進めておりますので、具体的な内容につきましては、また整理できた段階で御報告させていただきます。

以上でございます。

○職務代理者

この件について、御質問等ございますか。

確認させていただきます。

指定管理者を指定するに当たって、市の条例を援用するという、援用というところちょっと強いのかな、ということかと思うんですけども、市の条例のほうが変わったときには、こちらに特に会議等にかけることはなく、そのまま自動的に。

○生涯共育課長

そうです。

○職務代理者

なるということですね。

○生涯共育課長

はい。その本文にありますように、新城市の規則の例によるというふうに書いてありますので、本体が変わればそれを準用して変わってくることとなります。

○職務代理者

御質問等、ございますか。よろしいですか。

それでは、採決のほうを採らせていただいてもよろしいでしょうか。

第17号議案につきまして、賛成していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。それでは、こちらのほうは全員賛成ということでしたので、進めていただきたいと思えます。お願いします。

続きまして、第18号議案をお願いいたします。

市指定天然記念物「ムクの木」の指定解除ということで、同じく生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（文化財）

よろしくをお願いいたします。

第18号議案、新城市指定文化財の解除について御説明申し上げます。

庭野のローソンのすぐ脇の道の真ん中にあるムクの木が、市の指定文化財となっておりますが、こちらのほうの指定解除の御審議をお願いしたいと思っております。

指定年月日につきましては、昭和35年12月1日、場所は庭野字香ヶ崎19番地でございます。所有者は新城市が所有ということになっております。

こちらのほう、庭野区長のほうから倒木、それから枝が折れるというような危険性が非常に出てき

たということ、それから、道の真ん中にあるということと交通事故等もある、それから車が真ん中をよけるときの歩道のほうに近づくというような、交通事故の危険性が随分高まってきたという状況後でございます。そうした中で、木の幹の中が空洞になっておりまして、もう木自体も大分弱ってきており、今後、台風の強風等で枝が折れたり、それから木自身が倒れたりする可能性がどんどん高まっているというようなことで、庭野区長さんのほうから指定解除の上、伐採の依頼がございました。

それで、先ほど申しあげました8月3日に行われました文化財保護審議会の指定解除について諮らせていただきました。その結果、市内に、この庭野のムクの木自身は樹齢が400年であるんですけども、市内の吉川のほうにこれよりさらに古い600年という樹齢のムクの木があり、さらに、このムクノキ自身の由緒等も地元では伝わってきているんですけども、やはり人命等を考えたとき、今後そういう大きな事故につながる可能性も排除しきれないということで、このまま残すということは非常に難しいであろう、解除するのはやむを得ないであろうというような御判断をいただきました。

それで、やはり市の文化財としてこれまで地域の人たちが非常に大切にお守りしてきてくれたものでもございますので、今後、これをただ単に切るのではなくて、いわゆる取り木といいまして、木の枝のところに根が生えるような措置をして、根が生えたらそれを切ってどこかに移植するとか、実生によって子孫を残すなどの措置をとりたいと考えております。この木自身をそのままなくすのではなくて、何らかの形で子供とかを残す方法を考えていながら、歴史が完全に断絶しないようにという配慮をしながら、この木を次の世代に残していくという工夫をしていただきたいということで、文化財保護審議会で指定解除をするのもやむを得ないという御判断をいただきました。

今回、教育委員会会議で御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○職務代理者

説明ありがとうございました。

御質問等ございますか。

○委員

私もしょっちゅう通りますので、交通安全上の問題はよく分かります。ムクの木ので車道が急に狭くなるのです。東側が通学路になっていて、ポールを立ててある横を子どもたちが歩くのですが、本当に狭くて、普通車1台で道幅いっぱいになるので、子どもたちが歩いている時はとても危険に感じます。

ただ、地元でとても大事にされてきているということで、私が知りたいのは、もしお分かりでしたら、由緒について教えていただけたらと思います。後でも結構ですが。

○生涯共育課（文化財）

今、分かります。

こちらのほうの木ですけども、もともと、隣にありました松井家にあったものになるんですけども、樹齢が400年たっているということで、もともと松井さんのところへ今川義元の家臣をやっておられた方が御養子に入られた際に、その記念で植えたというような伝承が松井家に残っております。それで、その由緒を含めて当時は指定をしたのであろうと考えております。

以上です。

○委員

はい、ありがとうございます。

○委員

あのムクの木なんですけど、私もすごく思い入れがありまして、なぜかと言いますと、歌があるんですね。皆さんは御存じでいらっしゃるんですか。元校長先生、磯部先生がよく生徒の前でも弾き語りをされて生徒の前で歌われたんですけど、その先生も恐らく庭野の小学校にいらっしゃる時に作られた曲だと思うんですけども、フォークソングのイベントでよく歌われていまして、その後、磯部先生ではない方、作手の方なんですけれども、やはり引き継いで歌われていまして、その内容が、一度切られそうになったけれども、地元の人たちに守られたおじいさんの木なんだよというような、すごくほのぼのとした詩であって、その曲を思い出しながらいつもあそこを、狭いなどは思いながらも大切な木なんだなというのがあります。ですので、その辺も調べていただきながら、次の世代に残していくという先ほどのお話でしたので、それはぜひ、残していただきたいと思います。

○生涯共育課（文化財）

今おっしゃられている、木が切られる可能性があったのが、昭和59年ごろに、もともとあの木自身が松井家の敷地の中にあった木なんですけれども、あの道を拡幅する際にちょうど松井家の敷地の中に一部道路が通るような形になりましたので、その際に、通常であれば切ってしまうと道を作るという格好になったと思うんですが、その際に、そういう由緒があるということ、それから持ち主である松井さんの敷地の中を通るということで、条件ではないんですけども残してほしいという意向がありまして、今のような形態になったのではないかなというふうに思っております。

それで、取り木なり実生、実から出た苗、いわゆる今のムクノキの子孫たちについては、今、桜淵の釜屋建民家の近辺に移植できないかというふうに考えております。あまり、今立っている場所から遠くないところで、庭野の地区の方が気軽に寄れる場所ということで、そういったところに移植できれば歴史も全くゼロにはならないだろうなというふうに思っております。そういった形で、何とか地元の思いも酌みながらというふうには考えております。

以上です。

○教育長

今言われた、学校教育の中で「むくの木之歌」とか、あるいは総合学習を「むくの木学習」という名前を付けて、庭野小学校で長い間愛されてきた事実があるので、この件を進めるに当たって、まず、庭野小学校の考え方、意見を聞いて、学校へ移植するならばということも考えたんですが、学校といたしましては、当時は先生方も子供たちも強い思い入れを持って続いていたんですが、今日ではほとんど扱っていないということで、「むくの木学習」の名前だけが残っているけれどもということで、移植にしても学校の敷地内に樹木を植えることについては、これから維持管理も大変だという御意見がありましたので、そういうことであれば、生涯共育課参事が申しあげましたように、その継承については庭野地区の方々が身近なところで愛されるように釜屋建民家など、現地の近くとか、学校以外の敷地に植えられるならば、そういった形で進めていこう、継承していこうというのが現段階の考え方です。

○職務代理者

1つ、取り木というのがどういうふうにしてやるのかがわからないんですが、取り木をしてから伐採するんですか。切ってしまった枝で取り木ができるんですか。

○生涯共育課（文化財）

取り木というのは、まだ木が生きている状態で、枝の皮の一部をぐるっとむいてしまって、そこにミズゴケなり水分を含むものを巻き付けてやります。そうすると、そこから木が、自分が土に生えたというふうに勘違いして根が出てまいりますので、その根が出た段階で取り木の部分を切って、一応それが1本の木として成立するようになって、その段階で初めて伐採を行う予定です。

○職務代理者

それは、取れるようになるまでにどれぐらいの期間が。一般的に。

○生涯共育課（文化財）

多分、二、三か月ぐらいで根が出るようですので、そんなに長期間ではないです。

○職務代理者

それと、ほかでもなく天然記念物ということでしたし、今までたくさん広報などでも取り上げられていた気がするんですが、伐採するに当たって、もちろんその後の残りのことはしていくことも決まっているようなんですが、市民に対してお伝えするような予定とか、そういうことというのはあるのでしょうか。

○生涯共育課（文化財）

今のところ、特にどういうふうにお伝えするかというのはまだ検討はしておりません。取りあえず、庭野の区長さんから依頼という形で書類がきておりますので、庭野の区民の方は承知しておられるかなと思っております。

今後、こういった形で、文化財解除というマイナスの部分があるものですから、こういった形で皆さん方にお知らせするかというのは、検討してまいります。

○職務代理者

ありがとうございます。

ほかには。

それでは、こちらのほうも採決を採りたいと思います。

第18号議案について、賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○職務代理者

ありがとうございます。では、進めていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

日程第4 報告事項

○職務代理者

続きまして、日程第4、報告事項です。

1の、任期満了に伴う新城市教育委員会委員の任命について、教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

先ほど教育長からお話があったことの繰り返しになりますが、花田教育委員の任期が令和2年11月28日に任期満了ということになります。そのため、御退任されることとなりました。

つきましては、この9月定例会市議会におきまして、新たに原田真弓氏を教育委員として選任することについて議会の同意を求めるために上程を市議会9月定例会にさせていただきますので、報告させていただきます。

以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございます。

残り3か月ほどですが、よろしく願いいたします。

質疑等ございましたら、お願いします。

では、次の(2)に移ります。令和2年度新城市功労者・教育委員会表彰式の開催について、同じく教育総務課からお願いします。

○教育総務課長

前回の教育委員会議におきまして、教育委員会表彰規則に基づく表彰の3名の方を表彰するとこととさせていただきます。

表彰式につきましては、新城市の功労者表彰並びに新城市の感謝状贈呈式と併せまして、10月3日土曜日の10時から、この4階会議室を会場に行うこととなりました。

この記者発表資料の、4の式典内容のところを御覧ください。

ここの記載にありますとおり、今年度は新型コロナウイルス感染防止のために、受賞者、関係者、来賓、主催者のみで開催するということとなりました。式の出席につきましては、例年、教育委員の皆様へ御出席をお願いしたところではございますが、本年度につきましては、教育委員からは代表で職務代理者1名の出席の御案内とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、5その他のところの記載にありますとおり、受賞者へのお祝いメッセージを受け付けることといたしました。教育委員会の皆様には、後日、改めてこのメッセージの受付の御案内がありますので、御承知おきください。メッセージですが、資料にお祝いのメッセージという様式があるかと思えます。こちらの様式にお祝いのメッセージを御記入いただきまして、メール、ファックスで秘書人事課へ送っていただきますと、当日、受賞者の方へお渡しと掲示のほうをさせていただきますので、ぜひお願いしたいと思います。

教育総務課からは以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございます。御質問等はございますか。

では、続きまして(3)の9月議会上程議案についてということで、生涯共育課からお願いします。

○生涯共育課（共育・文化）

それでは、6ページをお願いします。

9月議会上程議案ということで、第97号議案、新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例（平成26年新城市条例第32号）の廃止であります。

この上程の理由ですが、平成26年度より寄附金を原資としまして市における教育・スポーツ・文化振興事業の執行の財源に充てるために設置した教育・スポーツ・文化振興基金の目的でありました。その事業の執行であります。残高がゼロ円になったため、今後の寄附金の受納等の振り込みもないということ、引き続き設置する必要性が低いということで廃止するものであります。

以上です。

○職務代理者

御質問等は、よろしいでしょうか。

では、続きまして（４）の第15回愛知県市町村対抗駅伝競走大会について、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（共育・文化）

それでは、第15回の愛知県市町村対抗駅伝競走大会についてですが、先回の教育委員会議においてまだ準備中ということでしたが、正式に県のほうから中止ということで通知が来ましたので、報告をさせていただきます。

何にしても、コロナ禍の中で対策をいろいろ考えてきたんですが、やはり参加される選手、それに携わるスタッフ、関係者の安全を期するために中止となったということであります。

来年の開催については、恐らく第15回を来年度に執り行うことになると思います。

駅伝競走大会については、以上になります。

○職務代理者

御質問等はございますか。よろしいですか。

では、本日の日程は全て終了いたしました。

○生涯共育課（共育・文化）

追加でお願いしたいんですが、資料がなくて申し訳ないんですけれども、昨日ですが、報道発表、議会等で発表させていただきましたが、小中学校の体育施設スポーツ開放事業であります、8月31日までということで皆さんに延期で御案内させていただいたんですが、それぞれ、コロナ緊急事態宣言の中の関係で、県が独自の宣言を解除しましたが、厳重警戒を継続ということも含めて、学校のそれぞれの1学期の活動を校長会とも相談した結果、9月30日までの開放の延長ということで決定しました。昨日、報道発表させていただきましたので、後日ですけれども、報告させていただきます。

市としましては、ホームページ、利用登録団体、関係団体のほうには、今日、明日で通知を出すことになっておりますので、御承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございます。御質問はよろしかったでしょうか。

では、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の定例教育委員会議は、まず9月3日に総合教育会議があつて、9月24日に定例の教育委員会議があります。この場所で2時30分からということになります。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時30分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記